

第二十五条中、「伝統的工芸品産業振興協会」という名称を、「その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

第三十一条 協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第三百八十四条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第二十七条中「訪問販売を業として営む者は」を「その名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は」に、「として」を「とし、かつ」に、「会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を」を「社員とする旨の定款の定めがあるものに限り」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(成立の届出)

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人(以下「訪問販売協会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第二十七条の三 訪問販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第二十八条第一項中「前条に規定する法人(以下「訪問販売協会」という。)」を「訪問販売協会」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(訪問販売協会の業務の監督)

第二十九条の二 訪問販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

3 経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第三十条の次に次の二条を加える。

(成立の届出)

第三十条の二 前条第一項の一般社団法人(以下「通信販売協会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第三十条の三 通信販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三十一条第一項中「前条に規定する法人(以下「通信販売協会」という。)」を「通信販売協会」に改める。

第二章第五節第三十二条の次に次の一条を加える。

(通信販売協会の業務の監督)

第三十二条の二 通信販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売協会に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

3 経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第六十一条第一項中「民法第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第七十五条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による監督上の命令に違反した者

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第三百八十五条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十九条第三項」に改め、同条第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正)

第三百八十六条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百八十七条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。